

大牟田市

アスベスト

含有調査に関する補助制度

大牟田市内の建築物に吹付けられたアスベストの含有調査に要する費用に対し、予算の範囲内で、その費用を補助する制度です。

制度の目的

アスベストの飛散による健康被害を予防し、市民の生活環境の保全を図ることを目的としています。

柱・梁・天井等に吹付けられたアスベスト等の例



補助の対象となる建築物

大牟田市内で、吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物（以下、「補助対象建築物」といいます。）が対象となります。

補助の対象者

補助対象建築物の所有者等が対象者となります。

※区分所有建物の場合は、区分所有者の団体または管理者。

※所有者等であることのほか、次の要件を満たすことが必要です。

- ・補助対象建築物について、国、県及び公共団体から、この補助と同様の補助金の交付を受けていないこと。
- ・過去に、同一棟の補助対象建築物について、この補助に基づく補助金の交付を受けていないこと。

※補助対象者及び同居人が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合は、補助の対象にはなりません。

補助対象経費・補助金額

補助対象建築物について、含有調査に要する経費で分析による調査を実施する機関に対して支払う費用が対象となります。ただし、1棟あたり25万円を限度とします。

※千円未満は、切り捨てとなります。

受付期間

令和7年4月1日から令和7年11月28日です。ただし、先着順に受け付け、交付決定額の合計が予算の額に達した場合には、その時点をもって募集を終了します。

事前のご相談が必要です！

補助申請にあたっては、補助対象範囲等の確認のため、「事前相談」を行っていただきます。

※ご相談の際は、配置図、平面図、現況写真等がございましたら、お持ちください。

相談・申請窓口

大牟田市都市整備部建築住宅課 空家対策担当

所在地：福岡県大牟田市有明町2丁目3番地 企業局庁舎4階

電話：0944-41-2787

相談・申請の受付時間：土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで
（正午から午後1時までを除く）